

- (5) 山陰海岸学習館に係る資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (6) 遠山正瑛資料室に係る資料の保管及び調査研究並びに利用の普及に関すること。
- (7) その他博物館の事業に関すること（美術振興課の所掌に属するものを除く。）。

美術振興課

- (1) 県立美術館の整備に係る調査に関すること。
- (2) 美術関係の資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 美術関係の資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (4) 美術関係の資料の調査研究に関すること。
- (5) その他美術関係の博物館の事業に関すること。

（係等の分掌事務）

第3条 係等の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（職 制）

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれその長を置く。

- 2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に副館長を、課に課長補佐を置くことができる。

（職員の種類）

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

（職 員 の 職）

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

（職員の分担事務）

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

（利用の申込み等）

第8条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。
- 3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、博物館に入館して博物館資料を観覧する者（一般人に限る。）に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

（許 可 申 請）

第9条 条例第7条第1項第2号の許可を受けようとする者は、様式第4号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 条例第7条第1項第4号の許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提

出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

(委 任)

第11条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表 (第6条関係)

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・副館長・課長・課長補佐・主幹・係長・副主任

2 事務職員をもって充てる職

主事・現業主事

3 技術職員をもって充てる職

学芸員・学芸員補・研究員・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則 (抄)

(目 的)

第1条 この規則は、鳥取県立学校 (以下「県立学校」という。) の授業料 (通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選 hands 手数料 (以下「授業料等」という。) 並びに鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設 (以下「社会教育施設」という。) の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等及び使用料の減免)

第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
	通常展示の入館料 及び特別展示の入館料	1 幼児、児童、生徒又は学生 (以下「学生等」という。) の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者 (以下「障害者」という。) 及びその介護者が観覧するとき。 3 70歳以上の者が観覧するとき。 4 介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者 (以下「要介護者等」という。) 及びその介護者が観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

鳥取県立博物館	通常展示の入館料	特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。
	展示室等使用料 (冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。)	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。 3 障害者の社会参加を促進すると認められるとき。 4 70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。 5 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。
	展示室等使用料	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。

(減免の申請手続等)

第3条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

(以下附則省略)

鳥取県立博物館年報

平成21年度 No. 38

平成23年2月 発行

鳥取県立博物館

〒680-0011 鳥取市東町二丁目124

TEL (0857) 26-8042

FAX (0857) 26-8041

印刷 有限会社 蜚光社
